

新型コロナ災害 押し寄せる生活の危機 ー支援現場からの報告と提言ー

「死にたくななくても死んでしまう」から「死のうとしたが死ねなかった」

一般社団法人反貧困ネットワーク

事務局長 瀬戸大作

1. 政策提言総論

①車座会議で支援者の話だけを聞くのではなく、困窮している当事者の現場にきて、直接に声を聴いてください。

届いています。「安全な場所にいる皆さんに、私たちの気持ちがわかりますか」

②一居住貧困をなくし、無期限の「公的な住宅手当」導入を求めます。ー

今こそ、新自由主義的な住宅政策を転換すべき時だと考えます。そして、その第一歩として「住居確保給付金」制度を抜本的に拡充し、誰もが困った時に利用しやすい無期限の「公的な住宅手当」を導入することを求めます。住居を持たない方の入居費用支援も求めます。

③生活困窮者自立支援制度の窓口で即日少額貸付できるようにしてください。

今日明日に止められてしまう水道光熱費を繋ぐことで多くの命が繋がります。

④生活保護は権利 扶養照会の廃止と要件緩和、施設入所前提の申請受理をなくし 追い返しをやめてください。

- ・扶養照会をいまだに本人承諾なしに強行する福祉事務所が多数あります。
- ・資産要件、自家用車所有などの緩和が必要です。
- ・貧困ビジネスが運営する無料低額宿泊所の入所強要を止めてください。
- ・居所を喪失した女性の一時利用住宅を増やしてください。
- ・公務員を非正規化していること、民間委託を進めている行革の中で、生活保護行政が歪められていることを改善してください。ケースワーカー一人当たりの受け持ち人数など含め、福祉事務所の非正規含む職員の処遇を改善してください。

⑤値上げラッシュから困窮者を守るために「生活保護費」の特別加算を緊急に取り組んでください。

⑥求職者支援制度の要件緩和を更にすすめ、認定、資格取得と専門分野の技能・実務に特化したカリキュラム内容から柔軟な制度に変えてください。

⑦新型コロナウイルスオミクロン株の感染急拡大に伴う「住居喪失者や経済的困窮者への宿泊療養などの支援に取り組んでください。

⑧仮放免など在留資格を待たない外国人への「生存し続けるための最低限の生活保障」の適用を求めます。

- ・居住場所の提供
- ・国民健康保険への加入資格の保障
- ・最低限の生活費の支給

## 2. 私たちの団体について 共助の限界 一目を覆う状態の困窮者支援

・新型コロナウイルス感染拡大に伴い。拡大する貧困問題を協働して解決するために、私が事務局を担当する反貧困ネットワークが呼びかけをおこない、新型コロナ災害緊急アクションを設立、2020年3月24日に設立、現在まで41団体の参画で活動を進めてきました。私たちが主催した大人食堂には前回の21年元日と1月3日に開催された2日間で588人が訪れたのだが、今回の大人食堂には、2日間で685人が訪れました。その中には、友人同士で参加した若い女性や、子連れの母親の姿もあった。新宿・大久保公園で開催された「年越し支援・コロナ被害相談村」には前回の年末年始、3日間で344人が訪れたのだが、今回は大晦日と元日の2日間で418人が訪れています。08~09年の年越し派遣村に来たのは6日間で505人。うち女性は5人だけ(1%)。が、20年から21年にかけては344人のうち、女性は62人(18%)。そうして今回、418人中、女性は89人(21%) コロナ災害が始まり2年近くが経ち、私たちが現場で目にする困窮者の増大は目を覆う状態になっています。

### <参加団体>

あじいる／移住者と連帯する全国ネットワーク貧困対策プロジェクトチーム／一般社団法人エープラス／蒲田・大森野宿者夜回りの会(蒲田パト)／官製ワーキングプア研究会／企業組合あうん／共同連／くらしサポート・ウィズ／クルドを知る会／寿医療班／こども防災協会／コロナ災害対策自治体議員の会／ささえあい茨城／サマリヤ／NPO法人さんきゅうハウス／市民自治をめざす三多摩議員ネット／奨学金問題対策全国会議／新型コロナすぎなみアクション／住まいの貧困に取り組むネットワーク／首都圏生活保護支援法律家ネットワーク／首都圏青年ユニオン／女性ユニオン東京／生活保護費大幅削減反対！三多摩アクション／生活保護問題対策全国会議／滞納処分対策全国会議／地域から生活保障を実現する自治体議員ネットワーク「ローカルセーフティネットワーク」／つくろい東京ファンド／TENOHASI／「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会／反貧困ささえあい千葉／反貧困ネットワークぐんま／反貧困ネットワーク埼玉／反貧困ささえあい神奈川／府中緊急派遣村／フードバンクネット西埼玉／労働組合「全労働」／非正規労働者の権利実現全国会議／反貧困ネットワーク／避難の協同センター／POSSE

(50音順 2022年1月31日現在)

### 【駆けつけ支援の活動紹介】

新型コロナ災害緊急アクションでは、2020年4月からホームページに相談フォームを設けています。現在いる場所、所持金、携帯電話の有無、生活保護を受けたいか、支援して欲しいことは何か、今後の生活についてなどを書きこんでもらい、メールを返信して頂きます。何故メールなのか。過半数を超える相談者が既に料金滞納で携帯電話が止まっている事、所持金が100円を切り、身動きがとれなくなっているからです。フォームから寄せられるSOS一件一件へ、ご相談者のもとまで支援スタッフが駆けつけるという相談体制を現在も



## 20代～30代世代の増加と女性給付の急増

2021年度 給付記録集計														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男性	10代		1	1		1		1	1		1			6
	20代	4	23	13	18	20	20	6	9	2	11			126
	30代	12	51	10	10	14	23	5	6	3	10			144
	40代	13	37	14	18	7	11	1	20	2	15			138
	50代	2	31	2	17	12	21	3	6	22	16			132
	60代	4	15		8		5	1	8	4	13			58
	70代		3						1	1	5			10
	年齢不明	1	2	1	4	5	9	10	7		12			51
<b>計</b>		36	163	41	75	59	89	27	58	34	83	0	0	665
女性	10代		2	2										4
	20代	2	10	6	8	8	6	3	5	6	1			55
	30代	4	14	3	3	1	4	4	8	3	9			53
	40代	1	12	4	4	2	1	2	2	6	2			36
	50代	1	9	4	4	3	7	4	3	4				39
	60代		3	1				1		2				7
	70代													0
	年齢不明	1			6	2		3	3	18	7			40
<b>計</b>		9	50	20	25	16	18	17	21	39	19	0	0	234
家族・同居等複数人		1	24	3	10		2		2					42
性別不明			9		9		1	1						20
総件数		46	246	64	119	75	110	45	81	73	102	0	0	961

### 【相談者のおかれている状況】

#### -居住貧困をなくし、無期限の「公的な住宅手当」導入を一

私たちの元に届く相談者の83%は住まいを喪失している人々です。2002年の小泉・竹中構造改革によって、派遣労働と非正規雇用を増やし、低賃金で不安定な立場に押し込んでいます。働く人の4割が非正規雇用で、非正規雇用で働く人の平均年収は179万円。男性は236万円、女性非正規に限ると154万円、貯蓄ゼロは単身世帯で38%、ネットカフェで暮らす人々の平均の月収は11.4万円。アパート等の入居に必要な初期費用(敷金等)をなかなか貯蓄できずに「ネットカフェ難民」になってしまった人たちの存在、飲食店や派遣会社の寮から退去された人々のSOSも多い。多くの人々が「寮つき派遣」しか選択肢がないと考え、応募するが、仕事が極端に少ない上に、携帯電話が止まり、さらに仕事探しが困難になり、職探しの際にわずかな貯金が尽きてしまっているのです。

- ①非正規・派遣で寮に住みこむ。雇止めにあい住まいを失う。雇い止めで家賃未納で強制退去
- ②当初から非正規で初期費用が捻出できず、ネットカフェや脱法ハウスで居住していたが野宿へ 女性野宿者の急増
- ③知的障害、精神的困難を抱えた方々が多い。
- ④生活保護を利用していたが施設収容され失踪した経験がある方々が多い。

- ⑤大半が親も貧困、ひとり親に育てられていたり、一家離散と虐待も多い。
- ⑥携帯電話を滞納で通信できない状態でのSOSが多い。SOSの七割
- ⑦特例貸付金などが上限いっぱいまで借りれず追い詰められた相談事例が増えている。
- ⑧外国人の住居追い出し、経済的困窮が相変わらず深刻 就労資格が与えられず、公的医療も受けれない。

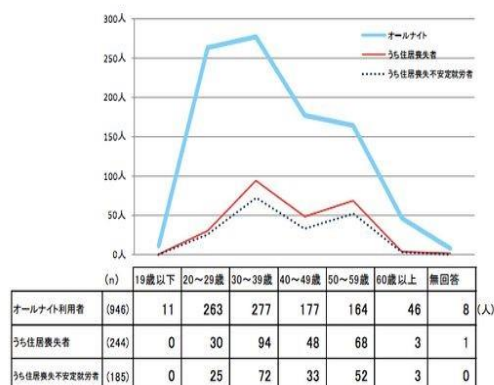
集計期間	2020年4月8日～2022年01月31日	
	パーセント	
相談全件数	730	
路上・公共施設・商業施設	367	50%
ネットカフェ・漫画喫茶・サウナ・個室ビデオ・ホテル	243	33%
自宅・家族名義の家	100	14%
その他	46	6%
※重複あり		
※その他には入院・シェアハウスなど含む		
電話利用についての有効回答数	573	
すでに止まっている	152	27%
電話番号がない	101	18%
近いうちに止まる可能性がある	65	11%
発信・着信ともに可能	252	44%
着信のみ可	3	1%

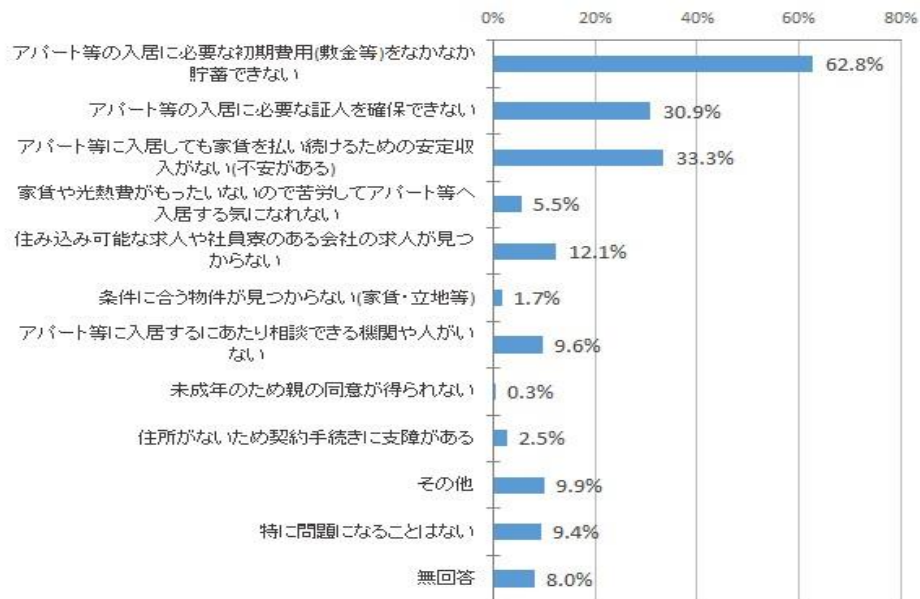
## ネットカフェ等に寝泊まりする「住居喪失者」 2017年 東京都調査とコロナ影響のSOS

【表4 住居喪失不安定就労者等の推計値】

	推計値	オールナイト利用者中の構成比
①住居喪失者	約4,000人	25.8%
(内訳)		住居喪失者中の構成比
②住居喪失不安定就労者	約3,000人	75.8%
③住居喪失正社員	約200人	4.5%
④住居喪失自営業	約200人	4.9%
⑤住居喪失失業者	約300人	7.4%
⑥住居喪失無業者	約200人	5.7%

【表5 住居喪失不安定就労者等の年齢別人数】





### 【福祉事務所の対応が人を殺す事態に】

「どこの福祉事務所に相談するか次第で地獄を見るか、支援を受けることができるかが決まってしまう。」福祉制度による支援については、都内においても自治体間において格差が広がっている。困っている時に福祉の窓口に行った時に冷たく追い返される事が日常的に起きている。所持金も 1000 円も切り居所もない相談者にも容赦ない。いちばん苦しい時に助けてもらう事も許されない。そのような福祉事務所の対応が、時には「死に至らしめる」この事を私自身も言い続けてきた。コロナ感染拡大から二年、福祉事務所の対応問題は根本的に改善されていない。

「福祉事務所の対応で結果的に人を殺す」連日のように報道される惨劇の NEWS、福祉事務所が丁寧に対応してくれれば起きなかったかもしれない。八王子市の 30 代のケースワーカーの男性職員が、精神障害がある男性から相談を受けた際、「自殺未遂したからって容赦しねえぞ」「知能が足んない」などと発言していたことがわかった。凶悪犯罪者と男性を結びつけるような発言もあったという。職員は生活保護受給をめぐる収入認定についても、「自殺未遂しようとして何しようが変わんない」として、誤った解釈を押し通したという。大阪市北区の雑居ビル内のクリニックで 25 人が犠牲になった放火殺人事件の容疑者) が昨年春、生活保護の申請について区役所に相談していたが、受給は実現しなかったことが捜査関係者らへの取材でわかったという。そして私たち都内の支援団体として悲しい事件、「生きる意味見えず、死にたかった」 代々木・焼き肉店立ちこもり監禁容疑で逮捕された 28 歳の男性、親はなく、ペンキ屋をやっていたが、会社がつぶれて借金ができた。12 月 26 日から新宿中央公園で路上生活をしていたとのこと。年末年始の支援につながってい

ばと思わざるをえない。

クリスマスの夕方に緊急アクション相談フォームに悲鳴のようなSOSが届いた。横浜市内からだった。「二人の子供がいる母子家庭です。8円しかなくてもう何も出来ず、もう生活も出来ません。もうお金がありません。灯油がなくなってしまう…トイレトーパーも買えません。電話料金の支払いも月末にあり…もう払えないので早くしないと電話が止められてしまいます…ちゃんと身分証を見せますので、どうか…現金を貸して頂けませんか。どうか宜しくお願い致します。」お母さんは12月初旬に生活が苦しく生活保護を申請している。なのに福祉事務所の相談員は「保護決定まで1カ月かかるかもしれない」と応えたいらしい。生活保護を申請する意思が示された場合、福祉事務所は原則として2週間以内に生活保護の適用の可否を判断し、本人に文書で通知しなくてはならないと決められている。家族は待ち続けたがクリスマスの夜に力尽きる状態だった。

・無料低額宿泊所や自立支援施設に入所する事を約束しないと生活保護申請を受理できない。→ 多くの福祉事務所において、無料低額宿泊所、自立支援施設入所を生保申請受理の条件とされ、路上に居ただけで、「生活保護申請者に対する疑い」「偏見」が差別的な運用につながりアパート転宅が阻まれる状況が頻発している。福祉事務所は、「現在の感染拡大があるので、無低も個室で案内している」というが、実際は失踪者からの告発の声が相次いでいる。無低では入所から暫くは集団部屋、更生施設でも懲罰的な相部屋生活を強いられている。問題なのは、無低の入所を勧める側の福祉事務所が、無低の集団生活の規則を十分に把握していない事だ。①施設料が10万円超え、②食事は17時から18時までで食べなくても徴収、③風呂は17時から20時まで、④門限21時まで、自由を剥奪された規則、ケースワーカーは一度も無低施設を見学した事もない。私が強調したいのは、各区市の福祉事務所の間では受けられる支援の格差が存在すること、東京都が提供している協議済みホテルの部屋を提供しているのは、実際には都内の3分の1ほどしかない。都として支援の枠組みを用意していても、実際には使うことなく、無料低額宿泊所や自立支援施設しか選択肢を示さない違法な対応を行う自治体が大半だ。

#### 【生活保護の利用を妨げている要因は何か？】

—生活保護は権利 扶養照会の廃止と施設入所前提の申請受理と追い返しをなくす—

・つくろい東京ファンドでは、生活保護制度の利用を妨げている要因を探り、制度を利用しやすくするための提言につなげるため、年末年始の生活困窮者向け相談会に来られた方々を対象に生活保護利用に関するアンケート調査を実施している。実施日は2020年12月31日～2021年1月3日 聞き取り票数 165票（個人164人、カップル1組）

聞き取り場所

12月31日 東池袋中央公園 緊急相談会会場

1月1日 聖イグナチオ教会 年越し大人食堂2021会場

1月2日 大久保公園 年越し支援・コロナ被害相談村会場

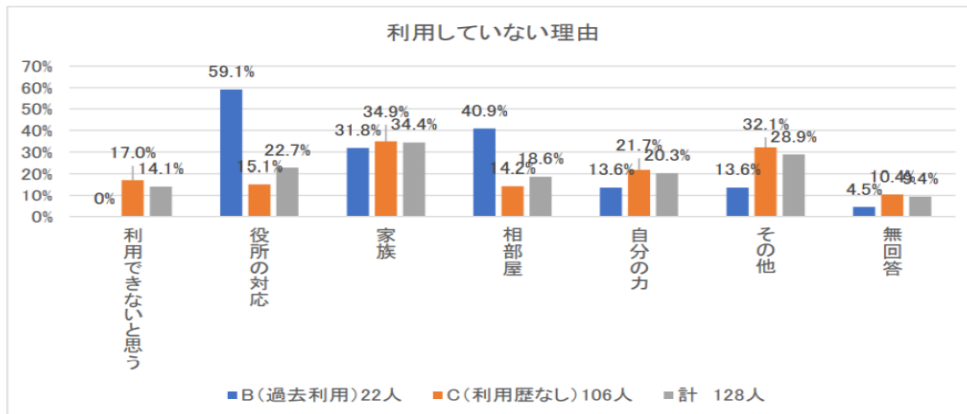
1月3日 聖イグナチオ教会 年越し大人食堂2021会場

実施主体 一般社団法人つくろい東京ファンド

- 生活保護を利用していない方の理由を抜粋してみました。

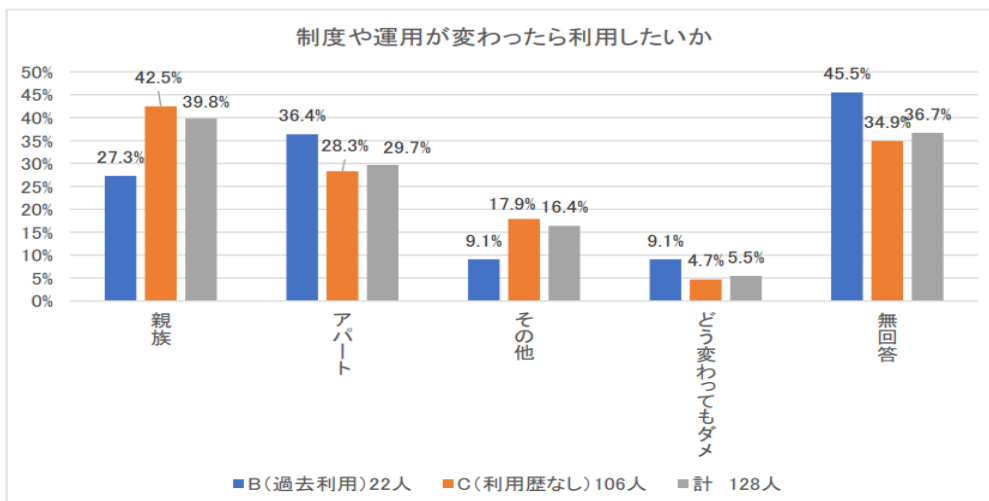
利用していない理由の回答(複数回答可)

	利用できないと思う	過去の役所の対応	家族に知られるのが嫌	相部屋の施設が嫌	自分の力でがんばりたい	その他	無回答
B(過去利用) (%)	0.0	<b>59.1</b>	31.8	<b>40.9</b>	13.6	13.6	4.5
C(利用歴なし) (%)	17.0	15.1	<b>34.9</b>	14.2	<b>21.7</b>	<b>32.1</b>	10.4
計 (%)	14.1	22.7	<b>34.4</b>	18.6	20.3	28.9	9.4



制度や運用が変わったら利用したいかの回答(複数回答可)

	親族に知られることがないなら	すぐにアパートに入れるなら	その他	どう変わっても利用したくない	無回答
B(過去利用) (%)	27.3	<b>36.4</b>	9.1	9.1	45.5
C(利用歴なし) (%)	<b>42.5</b>	28.3	17.9	4.7	34.9
計 (%)	<b>39.8</b>	29.7	16.4	5.5	36.7





生活に困窮しているにもかかわらず、生活保護の利用を躊躇したり、忌避したりする人が多い背景に、扶養照会の存在があることが改めて浮き彫りになりました。また、不安定居住層では相部屋の施設に誘導されてしまうこと、利用歴のある人や相談に行ったことのある人には役所の不適切な対応が利用の阻害要因になっていることが明らかになりました。

#### 【年末年始の相談会、毎週土曜に開催されている食料配布の長い列の背景】

##### ー生活保護費の特別加算をー

・冒頭の年末年始の相談会だけでなく、生活に行き詰まった人を支える食料支援などの取り組みが東京都内各地で毎週実施されている。新宿都庁下での「新宿ごはんプラス」池袋中央公園での「TENOHASHIの食料配布では毎回、500人前後の人々が食料を受け取りに並んでいる。仕事があっても収入減で苦境に陥っている人、20～30代の若い世代、女性や子ども連れが多い。先週開催された「新宿ごはんプラス」の食料配布では72名が女性だった。巨大なフードパントリー状態といえる。

・見逃せないのは、生活保護を利用している方も多く並んでいること、2013年以降の生活保護基準金額の切り下げに、追い打ちをかけるように、年明け以降、すでに一部の公共料金を始め、食パンや麺類などの価格が引き上げられ2022年は昨年以上の「値上げラッシュ」が予想されている。このままでは、食料配布の列は減少しない。生活保護費の特別加算などが必要な状況と認識している。

#### 【求職者支援制度を機能させる】

・現在でも、コロナの影響で仕事も見付かりにくい。私たちが支援してきた相談者はアパートに入居しても人との関わりがないために孤立を深めてしまい、突然連絡が取れなくなる事例が増えている。支援している相談者からの嘆きが相次いで届く。電話でもメールでも届く。共通していることは独りぼっちのアパートやビジネスホテルで「死にたくなるような寂しさ」、1週間、誰とも会話していない。以前のように仕事が見つからず、友だちもいない。部屋の天井を見上げるだけ、僕らが思っているより、若い人たちの抱えている困難は深刻。仕事が見つかって再度、雇止めされたとの報告も続いている。

・「求職者支援制度による職業訓練」（以下、求職者支援訓練）が、「第2のセーフティネット」の恒久的な職業訓練制度としてスタートしている。要件が厳しく機能していないとの指摘が多くされている。この求職者支援訓練は、「雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指す制度」として位置づけられている。「一定の要件を満たす場合に」、職業訓練受講給付金（毎月10万円、最長1年間）が受講生に支給され、「特定求職者が、できる限り早期に、より安定した職業生活に移行できるよう、必要な技能及びこれに関する知識を付与するために、有効な職業訓練として行われる」厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク」の名義で発行されている「雇用保険を受給できない求職者の方へ」と題した求職者支援訓練のパンフレットによれば、「ご注意ください！」と題して「求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむ

を得ない理由を除く)、ハローワークの就職支援(訓練終了後の就職支援を含む)を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令の対象となります」と明記されていた。この要件を公明党の山本かなえ参議院議員を中心としたPJで一部要件緩和が認められた。

・「短期的な就労を繰り返す人や失業給付を受けられない人々を支える」という趣旨から、長期失業者や就労困難者をハローワークが「特定求職者」として「認め」られ、「支援指示」が行われ、数多くの就労困難者や生活保護受給者が訓練から排除されないように、施行後3年度の見直しを待たずに、雇用保険制度から独立分離した制度として、全額一般会計で負担する制度への移行を要請したい。

#### 緊急要請【新型コロナウイルスオミクロン株の感染急拡大に伴う「住居喪失者や経済的困窮者への宿泊療養などの支援】

・コロナ感染拡大の中、住宅を失った人がコロナに感染する例が発生している。所持金が数百円しかない。相談者がいる場所に駆けつけた時にオミクロン株の症状と同様の症状である事が判り、とりあえず、支援団体が宿泊費と食費を渡し、ビジネスホテルに宿泊頂き、回復を待っている状態。コロナ禍で、多くのホームレスの方を支援している団体が、生活保護の申請の同行など当事者の支援を行えない状態が発生しています。

・住まいがあっても経済的困窮状態にあり、コロナに感染していても自治体から満足な支援が受けられずに家のなかで食べる物が無くなり餓死の恐怖に怯える相談が続きました。

・発熱相談センターなど相談機関に連絡しても繋がらない。保健所に連絡しても食料支援が届かないなどの声も届いています。支援団体が、直接の接触を避けながら、相談者の自宅前まで赴き、自宅療養期間中の食料や生活用品を届け、回復後に相談者と一緒に生活保護申請同行や必要な福祉制度に繋ぐ体制を敷いています。

#### 【緊急要請事項】

①「住居を喪失」していて、オミクロン株の症状と同様の症状の方からの相談があった場合にPCR検査の結果を待つ事なく、ビジネスホテルや一時利用住宅の借り上げをおこなうよう都道府県の福祉部局、自治体の福祉部局や福祉事務所に通知する事、居所提供だけでなく食事提供などの体制を整備する事。例えば、東京都においては、新型コロナウイルスの急速な感染拡大をうけて、去年の東京オリンピック・パラリンピックで使われた施設を臨時的療養施設とする方針を固めました。千代田区にある「東京スポーツスクエア」では、およそ350床を用意して、原則、無症状の陽性者で、家庭内で感染を広げるおそれがある人などを受け入れる方針と聞いています。優先活用を東京都と連携して開放してください。

②住まいがあっても経済的困窮状態にある新型コロナウイルス感染症自宅療養者の方及び自宅からの外出を自粛する濃厚接触者の方で、同居家族等の支援を受けることが困難な方向けに、生活必需品等の支援を自治体が迅速におこなうよう徹底する事。

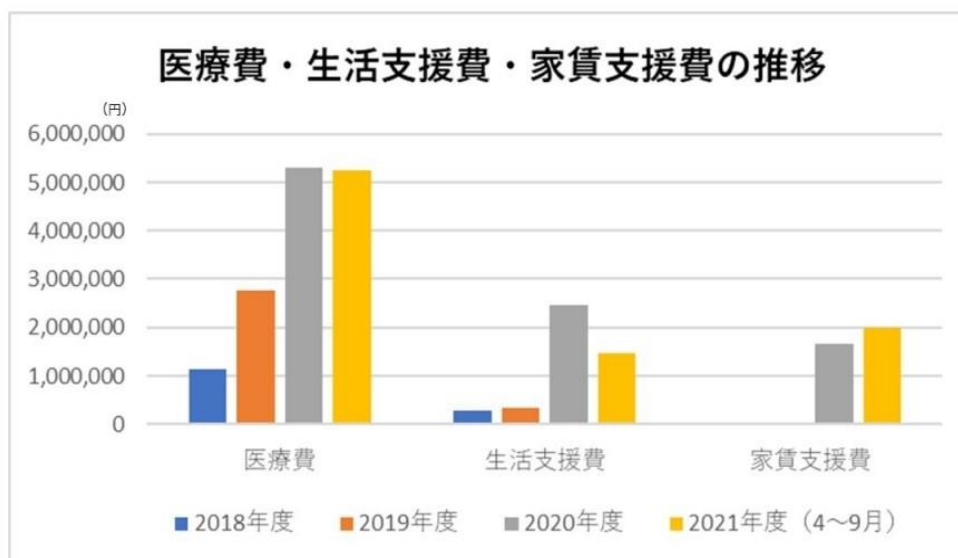
③健康保険証や所持金がない場合でも、速やかに診察や検査、治療が受けられるようにすること。福祉事務所の判断を待たず、直接、発熱外来を受診できるように。検査の結果が陰

性でも、宿泊場所を確保すること。…路上やネットカフェに帰すことは、決してあってはならない。

### 【在留資格を持たない外国人の困難状況と支援】

ー生存し続けるための最低限の生活保障の適用をー

・新型コロナウイルス感染拡大は、非正規滞在の外国人に大きな影響を及ぼした。入管収容施設内での感染拡大を避けるために、多くの仮放免許可が出たから。結果として、19年末には約3千人だった仮放免者が、20年末には約6400人まで増えた。このとき仮放免になった非正規滞在者のなかには、友人や家族など受け入れ先がある人もいたが、支援団体が受け入れ先を提供する場合も多かった。こうした仮放免者の支援の一部を「新型コロナ災害緊急アクション」の参画団体が担い、シェルターの提供、緊急給付金や医療費、生活費支給などをおこなっている。反貧困ネットワークではシェルター提供だけでなく、月の生活費も給付し続けている状態で今後も終わる事がない。



出所：長澤正隆（北関東医療相談会）記者レク資料 2021年10月7日より事務局作成

・「緊急支えあい基金」は、基本的には生活困窮者が「公助」にアクセスするまでのつなぎの役割を想定していた。市民の寄付による緊急支援金は、生活保護の支給までの一時的な生活費のはずであった。反貧困ネットワークが開設したシェルターも住宅を喪失した人のための一時的な緊急避難所のはずだった。ところが緊急アクションが活動を開始して半年ほどの間に支出した支援金の7割超が外国人に支給されていた。シェルター利用者も6~7割が外国人であった。仮放免者は、公助から排除されているため、緊急支援金もシェルターも一時的な「つなぎ」ではなく、最後の頼みの綱である。仮放免者の生活は全面的に支援者によって支えられているわけだが、民間団体が提供するものは公助につなぐまでの一時的な

緊急支援であり、生存を維持する水準で精一杯である。ところが仮放免者には「公助」という出口がない。市民の共感だけで仮放免者の全生活を支えることは不可能であり、生存維持ぎりぎりの支援を受けながら、その状態がいつまで続くのかわからない。

・非正規滞在外国人は、いかなる国家の保護も受けることができない、つまり「公助」から排除された存在である。非正規滞在外国人の公助からの排除を正当化する論理は、労働を含めた人間社会での主体的な活動、つまり「自助」からの排除をも正当化する。私たち反貧困ネットワークのシェルターに居住する外国人は、全員が「在留資格のない外国人、住居の提供だけでなく、生存を守るために、「反貧困ささえあい基金」で最低限の生活費を給付し続けている方もいる。彼ら彼女らの第一の希望は「働きたい」「病院にいきたい」その為には在留資格を認めさせる事、現実的には生活保護など、生存権を守る最低限の保障を認めさせる事が必要と考えている。しかし当面は助け合いの協同（共助）→ともに生きる事を続ける。でなければともに死んでしまう。

・私たちは求め続けます。「最低限の生活保障が適用されることが必要です。具体的には居住場所の提供、国民健康保険への加入資格の保障や最低限の生活費の支給などが必要です